

第 14 編 港 湾・漁 港 海 岸 編

第 1 章 堤防、防潮堤、護岸、胸壁

第 1 節 適 用

1. 本章は、港湾・漁港海岸工事（堤防、防潮堤、護岸、胸壁）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第 4 編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第 2 節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	（平成 16 年 6 月）
日本港湾協会	港湾の施設の技術上の基準・同解説	（平成 19 年 9 月）
日本港湾協会	港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	（平成 19 年 4 月）
（社）全国漁港協会	漁港海岸事業設計の手引	（平成 8 年度版）
（社）全国漁港漁場協会	漁港・漁場の施設の設計の手引き	（2003 年版）
水産庁漁港部	漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書	（平成 11 年 4 月）

第 3 節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第 4 編第 5 章第 4 節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第 4 節 基礎工

基礎工の施工については、第 4 編第 5 章第 5 節基礎工の規定によるものとする。

第 5 節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第 4 編第 5 章第 6 節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第 6 節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第 4 編第 5 章第 7 節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第 7 節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第 4 編第 5 章第 8 節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第 8 節 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第 4 編第 5 章第 10 節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第 9 節 本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第 4 編第 5 章第 11 節本体工（コンクリ

ート矢板式)の規定によるものとする。

第10節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第14節被覆・根固工の規定によるものとする。

第11節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第15節上部工の規定によるものとする。

第12節 消波工

消波工の施工については、第4編第5章第17節消波工の規定によるものとする。

第13節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第4編第5章第18節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

第14節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第4編第5章第19節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第15節 土工

土工の施工については、第4編第5章第20節土工の規定によるものとする。

第16節 舗装工

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

第17節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第18節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定によるものとする。

第19節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第5章第28節仮設工の規定によるものとする。

第20節 雑工

雑工の施工については、第4編第5章第29節雑工の規定によるものとする。

第2章 突 堤

第1節 適 用

1. 本章は、港湾・漁港海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	（平成16年6月）
日本港湾協会	港湾の施設の技術上の基準・同解説	（平成19年9月）
日本港湾協会	港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	（平成19年4月）
（社）全国漁港協会	漁港海岸事業設計の手引	（平成8年度版）
（社）全国漁港漁場協会	漁港・漁場の施設の設計の手引き	（2003年版）
水産庁漁港部	漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書	（平成11年4月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第4節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第5節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第6節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第9節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第10節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第4編第5章第12節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第5章第13節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第14節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第15節上部工の規定によるものとする。

第15節 消波工

消波工の施工については、第4編第5章第17節消波工の規定によるものとする。

第16節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第4編第5章第19節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第17節 土工

土工の施工については、第4編第5章第20節土工の規定によるものとする。

第18節 舗装工

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

第19節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第20節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定によるものとする。

第21節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第5章第28節仮設工の規定によるものとする。

第22節 雑工

雑工の施工については、第4編第5章第29節雑工の規定によるものとする。

第3章 離岸堤、潜堤・人工リーフ、消波堤

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港海岸工事（離岸堤、潜堤・人工リーフ、消波堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	（平成16年6月）
日本港湾協会	港湾の施設の技術上の基準・同解説	（平成19年9月）
日本港湾協会	港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	（平成19年4月）
（社）全国漁港協会	漁港海岸事業設計の手引	（平成8年度版）
（社）全国漁港漁場協会	漁港・漁場の施設の設計の手引き	（2003年版）
水産庁漁港部	漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書	（平成11年4月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第4節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第5節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第6節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第9節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第14節被覆・根固工の規定によるものとする。

第10節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第15節上部工の規定によるものとする。

第11節 消波工

消波工の施工については、第4編第5章第17節消波工の規定によるものとする。

第12節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定によるものとする。

第13節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第5章第28節仮設工の規定によるものとする。

第14節 雑工

雑工の施工については、第4編第5章第29節雑工の規定によるものとする。

第4章 水門及び樋門、陸開

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港海岸工事（水門及び樋門、陸開）における海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	（平成16年6月）
日本港湾協会	港湾の施設の技術上の基準・同解説	（平成19年9月）
日本港湾協会	港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	（平成19年4月）
（社）全国漁港協会	漁港海岸事業設計の手引	（平成8年度版）
（社）全国漁港漁場協会	漁港・漁場の施設の設計の手引き	（2003年版）
水産庁漁港部	漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書	（平成11年4月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第4節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第5節基礎工の規定によるものとする。

第5節 付属工

付属工の施工については、第4編第5章第16節付属工の規定によるものとする。

第6節 土工

土工の施工については、第4編第5章第20節土工の規定によるものとする。

第7節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第8節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定によるものとする。

第9節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第5章第28節仮設工の規定によるものとする。

第10節 雑工

雑工の施工については、第4編第5章第29節雑工の規定によるものとする。

第5章 養 浜（人工海浜）

第1節 適 用

1. 本章は、港湾・漁港海岸工事（養浜）における土捨工、土工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	（平成16年6月）
日本港湾協会	港湾の施設の技術上の基準・同解説	（平成19年9月）
日本港湾協会	港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	（平成19年4月）
（社）全国漁港協会	漁港海岸事業設計の手引	（平成8年度版）
（社）全国漁港漁場協会	漁港・漁場の施設の設計の手引き	（2003年版）
水産庁漁港部	漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書	（平成11年4月）

第3節 土 捨 工

土捨工の施工については、第4編5 - 3 - 7排砂管設備工、第4編5 - 3 - 8土運船運搬工、第4編5 - 3 - 9揚土土捨工の規定によるものとする。

第4節 土 工

土工の施工については、第4編第5章第20節土工の規定によるものとする。